

品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金交付要綱

制定 平成 29 年 9 月 20 日 区長決定

要綱第 138 号

（目的）

第 1 条 この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業および児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業を行うために社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人および営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する事業所（以下「事業所」という。）に対し、防犯設備の設置に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、利用者の安全確保を図ることを目的とする。

（補助対象事業所）

第 2 条 この補助金は、次に掲げる要件を満たす事業所を交付の対象とする。

- (1) 品川区の区域内に所在地を有すること。
- (2) 社会福祉法人等が総合支援法第 5 条 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援、同条第 14 項に規定する就労継続支援および同条第 15 項に規定する共同生活援助ならびに児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援および同条第 4 項に規定する放課後等デイサービスのいずれか一つまたは複数を行う事業所であること。

（補助対象経費）

第 3 条 この補助金の対象となる経費は、事業所の防犯対策を強化するための防犯設備の設置を行う事業（以下「補助事業」という。）であって、別表 1 に定めるものとする。

（補助金額）

第 4 条 補助金の交付額は、別表 2 の左欄に掲げる工事に応じ、それぞれ同表右欄に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とし、当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（事前協議）

第 5 条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金事前協議書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に対し、事業の内容を事前に協議しなければならない。

- (1) 補助事業経費の概算額がわかる資料
- (2) 補助事業内容がわかる資料
- (3) その他区長が必要と認める書類
(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、前条に規定する事前協議を行った後、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金交付申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、区長に対し、補助金の交付申請をしなければならない。

- (1) 補助事業に係る見積書の写し等、金額の積算の基礎となる資料
- (2) 整備予定場所の地図、図面等
- (3) 事業所の収支が分かる書類
- (4) その他区長が特に必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第7条 区長は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(補助金の交付に付すべき条件)

第8条 区長は、補助金の交付決定に関して次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を備え、その管理状況を明らかにすること。
- (2) 取得財産を破損するなど、防犯の用に供できなくなった場合は、区長にその旨およびその後の対策について報告すること。
- (3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸付、もしくは譲り渡し、他の物件と交換し、または債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を得ること。
- (4) 区長の承認を得て取得財産等を処分する場合であって、処分により収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を区に納付すること。
- (5) 補助事業の完了後、区長から請求があったときは、その内容等について報告すること。ただし報告義務を負う期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条の交付決定の内容または前条の条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(事業遅延等の報告)

第10条 申請者は、補助事業が補助金の交付を申請した年度内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の実施が困難となった場合は、その理由および実施の見通し等を書面によって区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業区分の変更等)

第11条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 工事内容の変更をしようとするとき。
- (2) 補助事業に要する経費を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止または廃止しようとするとき。

(実績報告)

第12条 申請者は補助事業が完了したときは、速やかに品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に対し、実績を報告しなければならない。

- (1) 契約書の写し（内訳書も含む）
- (2) 納品書の写し
- (3) 補助対象経費の支払いを証明する書類
- (4) 設置完了場所がわかる図面等
- (5) その他区長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第13条 区長は、前条の規定による実績報告の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金確定通知書（第5号様式）により申請者あて通知する。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた申請者は、速やかに品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金請求書（第6号様式）により、補助金を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、速やかに申請者に対し補助金を交付し、品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金支払決定通知書（第7号様式）により申請者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第16条 区長は、申請者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - (3) 取得財産等が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、品川区障害者(児)施設防犯対策事業補助金取消通知書(第8号様式)により申請者あて通知する。

(補助金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに申請者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年10月19日から適用し、平成30年3月31日をもって廃止する。
- 2 第5条の規定による事前協議は、この要綱の適用日前においても行うことができる。

別表 1 (第 3 条関係)

整備内容	工事内容
警察機関への非常通報装置等を設置するための整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 110 番直結非常通報装置を設置する工事 ・ 防犯カメラを設置する工事 ・ カメラ付きインターホンを設置する工事 ・ 人感センサーを設置する工事 ・ センサーライト、防犯灯の設置工事 ・ その他、事業所の安全対策に必要な工事

別表 2 (第 4 条関係)

工事内容	補助基準額
・ 110 番直結非常通報装置を設置する工事	1 事業所につき 300,000 円
・ 防犯カメラ・カメラ付きインターホンを設置する工事	1 事業所につき 1,200,000 円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人感センサーを設置する工事 ・ センサーライト、防犯灯の設置工事 ・ その他、事業所の安全対策に必要な工事 	1 事業所につき 100,000 円

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

（申請者）所在地

事業所名

代表者氏名



品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金事前協議書

品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金交付要綱第5条の規定により、別紙のとおり補助を受けたく事前協議いたします。

第1号様式 別紙

事業所名： _____

提供サービス： _____

担当者： _____

連絡先： _____

1 工事内容

2 金額および内訳

工 事 内 容	金 額
	円
	円
	円
	円
合 計	円

添付書類

- (1) 補助対象経費の概算額がわかる資料
- (2) 補助事業内容がわかる資料
- (3) その他区長が必要と認める書類

第2号様式 別紙

1	施設等の種別			
2	工事内容			
3	工事の必要性			
4	工事を行うことで期待される効果			
5	工事の実施方法			
	① スケジュール			
	② 施行業者等			
6	工事に要する経費			
	総工事費	補助対象経費	区補助金	その他補助金
	円	円	円	円
				自己財源
				円

※ 複数の工事を実施する場合には、工事内容ごとに本紙を作成すること。

第3号様式（第7条関係）

平成 第 年 月 日 号

様

品川区長



品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

交付

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 内訳 下表のとおり

工事内容	補助対象経費	補助金額
	円	円
	円	円
	円	円
合 計	円	円

3 補助条件 別紙のとおり

不交付
(理由)

第3号様式 別紙

補助条件

- 1 補助金を補助対象経費以外の工事に使用しないこと。
- 2 交付決定内容および付した条件に不服があるとき、または交付申請書を取り下げるときは、この通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を区長に提出すること。
- 3 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けること。
 - (1) 工事内容の変更をしようとするとき。
 - (2) 補助事業に要する経費を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止または廃止しようとするとき。
- 4 補助事業が補助金の交付を申請した年度内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の実施が困難となった場合は、その理由および実施の見通し等を書面によって区長に報告し、区長の指示を受けること。
- 5 補助事業が完了したときは、速やかに品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金実績報告書（第4号様式）に必要な書類を添えて区長に提出すること。
- 6 次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことがあること。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - (3) 取得財産等が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- 7 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものであること。
- 8 取得財産等については、台帳を備え、その管理状況を明らかにすること。
- 9 取得財産を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は、区長にその旨およびその後の対策について報告すること。
- 10 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸付、もしくは譲り渡し、他の物件と交換し、または債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を得ること。
- 11 区長の承認を得て取得財産等を処分する場合であって、処分により収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を区に納付すること。
- 12 補助事業の完了後、区長から請求があったときは、工事内容等について報告すること。ただし報告義務を負う期間は、工事の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

第6号様式 別紙

1 施設等の種別				
2 工事内容				
3 工事の実施方法 ① スケジュール ② 施行業者等				
4 工事に要した経費				
総工事費	補助対象経費	区補助金	その他補助金	自己財源
円	円	円	円	円
5 備考				

※ 複数の工事を実施する場合には、工事内容ごとに本紙を作成すること。

第5号様式（第13条関係）

平成 年 月 日
第 年 月 日 号

様

品川区長



品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金確定通知書

年 月 日付 号にて交付決定を行った品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金については、年 月 日付実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 _____ 円
- 2 内訳 下表のとおり

工事内容	補助対象経費	補助金額
	円	円
	円	円
	円	円
合 計	円	円

年 月 日

品川区長 あて

（申請者）所在地

事業所名

代表者氏名



品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金請求書

年 月 日付 により確定した品川区障害者
（児）施設防犯対策事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 _____ 円

第7号様式（第15条関係）

平成 第 年 月 日

様

品川区長



品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金支払決定通知書

年 月 日付で請求のあった品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金については、下記のとおり支払決定したので通知します。

支払金額 金 _____ 円

平成 第 年 月 日

様

品川区長



品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金取消通知書

年 月 日付 号にて交付決定を行った品川区障害者（児）施設防犯対策事業補助金について、下記の理由で取り消しましたので通知します。

記

取消し理由